

平成30年度第2回京都市歴史まちづくり推進会議 議事要旨

日 時 平成31年1月28日（月）10：00～12：00

場 所 ひと・まち交流館京都 地下1階

京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

（議事要旨）

議題1 京都市歴史的風致維持向上計画の平成30年度末変更について

内 容 説 明

（資料2に基づき説明）

議 事 要 旨

○座 長

今の報告、説明につきましては、この歴まち会議において意見を聴取するということになっておりますので、御意見等を頂ければ幸いです。随分、多岐にわたる内容の歴まち計画ですので、どの点でも結構です。

再来年度の32年度で最初の計画が終了するということで、次の計画に移ることになるが、多くの事業や計画を実施してきていただいてありがたく思うが、例えば京都市独自の制度で、建物や庭園制度とか無形文化遺産だとか京都遺産だとかいろんな制度があると思います。文化財保護課関係の施策については、現在検討中のところで、幾つかの政策について、ある種の構造、概念的、取組として、ある幾つかのものの上にこういう仕組みが乗っかっていて整理されているので、次期の整理するときには、そういういろんな施策の間の、ある種の論理的なと言うか、施策の体系的な仕組みを入れていただくと、とりわけ景観計画、まちづくり計画に関わって、全体構想や、枠組みの中での進捗状況が示されて、その成果や課題が示されると、次の年度、分かりやすくなるという印象を持ちました。多分、ほかの都市の歴まち計画ではこんなことにはなっていないと思う。ものすごくシンプルになっているようにも思うので、最初の歴まち計画を作るときにも、京都市は全国

のモデルとなるようにという重い荷物を背負わされましたが、次にどうまとめていくのかを問われるのだと思うので、その点を整理して、次の機会にでも御説明いただきたいと思います。

○事務局

重要な観点だと思いますので、京都市の中でも各局、多課にまたがっておりますので、関連性をしっかりと示し、よりつながりを明確にした次期策定にしていきたいと思っております。

○委 員

資料の第7章に京の道づくり事業があるので、これはとてもいいことだと思う。事業内容として、歴史的景観と調和した舗装とかあるが、それは主に舗装だけなのでしょう。例えばこの中に、現在、無電柱化事業というものもあります。ここに電信柱があったら非常にまずいと思うのですが、道づくり事業というのは舗装に限定した事業なのですか。

○事務局

今、委員から御質問がありました京の道づくりですが、基本的には石畳風の舗装をすることを主体に考えております。一方、無電柱化についてですが、京の道づくりの枠組みではなく、別の無電柱化を進めていく計画の中で実施していきます。無電柱化を行った所も、この京の道づくりの枠組み

ではないですが、石畳風舗装などの景観に配慮した舗装をするという所もあるのですが、京の道づくりの取組の中では無電柱化を推進していくというところまでは規定しておりません。

○事務局

今年度10月1日から眺望景観創生条例の改正条例を施行しており、新たに神社やお寺の周りの参道について視点場の指定をしています。それを受け、この京の道づくり事業を新規事業として進めております。それとは別に、無電柱化も進めているという話がありましたが、一緒にやっていくとその効果は大きいということはおよく分かっています。無電柱化事業は、資金を集中して、市民の皆さんとの合意形成も非常に大きなウエイトを占めるものですから、一緒に進めていけるとよいが、いきにくいところも多々あるのだらうと思います。景観上重要な、新たに視点場に指定されたような参道を無電柱化の計画にもきちんと入れて、進めていくが、そこまでの合意形成が要らないような舗装の整備、石畳風の舗装については、別で、進めていくという考え方で進めていると理解しております。

○委員

無電柱化にお金が掛かるのと合意形成が大変なのはよく分かっております。ただ、石畳を造った後で、何年か後に無電柱化はもったいないと思います。できたら同時にやってもらいたいなという意見があることはお伝えしたいと思います。※

○座長

石畳風舗装について、思い出すのは、最初の頃の会議で、確か日向委員だったと思いますが、元々、伝統的には石畳舗装というのがそんなにあったわけじゃないということ。石畳風舗装が結構だとは思いますが、非常に規格化されすぎている。つまり、どこへ行っても同じ石畳風になっていて、歴史的な景観になじまないと思う。同じ石畳でも、本来の石畳だと、それぞれ皆違うサイズで違う敷き方になっているはずだが、石畳風はものすごくきれいにしてあって、石畳だけ取り上げたらどこか分らない。だから、仕様を少しずつ変えて、この地区、あの地区と、違いが分かると言うと変だが、あまり統一的仕様でない方が雰囲気が良いと思う。もう一度、最初の頃の御意見を

思い出していただければありがたいと思う。

○委員

石畳に関しては私も同意見で、伝建地区の整備をするときも石畳という話が出てくる。むしろアスファルトの方が雰囲気を残していたりするので場所によって変えていただくのもよいと思う。

計画本冊について、1章の方で文化財等の追加をしているが、岡崎の文化的景観がどこに記載されているのかが分かりません。どこにあるのか教えていただきたい。

もう1点は、建造物については非常に様々な制度が出来ていて、助成制度などサポートが出来ているが、庭園とか緑に関しては、名前としては挙がっていますが、是非、緑、庭の方の充実ということをお今後考えていただきたいと思います。今、円山公園の整備の方に関係させていただいて、名勝なので、文化財のお金が入るが、都市公園としての役割もあるが、お金が全くなく、緑の方にも是非、次の改定の際には少し力を入れるような方向でお願いできればと考えております。

1点目はお伺いで、2点目はお願いということ。

○事務局

記載を確認しておきます。

○委員

緑に関しての進捗状況と展望を教えてください。

○事務局

景観政策課として、景観重要樹木の指定はしていません。京都市の制度として保存樹という制度があり、そういったもので賄っているという状況です。次の議題でも紹介しますが、歴史的風致形成建造物の指定は建築物に限らず庭園や公園も指定できます。今後は考慮していきたいと思います。

○座長

個別に庭園として選定されたり認定されたりするケースもあります。実際の具体的な選定、認定は敷地単位で行うので、大多数が何とか家という名称が挙がるので、建物の印象が強くなると思う。その意見は、制度の審査会の方でもあり、庭園もあれば両方の説明をきちんと記載し、全体を指定していることがわかるようになっています。

○委員

景観の方でも、指定としては敷地単位でされているのですが、助成としては建物や石塔にはできるが、庭木等は補助金の対象にはならない。本当は屋敷と一体となっているので、庭木等何らかの日常的なせん定の補助とかがあると随分と違うと思います。建物と庭とで扱いが、違うという印象があります。

○座 長

京都市は、特に歴史的市街地での緑の欠損、消滅状況がすごく悪いので、それを何とか維持回復していくというような意味でも、樹木、庭についての配慮、検討って大事だと思います。景観重要の指定の資料の図面は、庭木の樹種まで記載されているにも関わらず、補助対象外とは知りませんでした。折角調べているので、配慮があればよいと思う。

○事務局

文化財の方で、先ほど座長の方からも御紹介があったが、彩るの庭園の関係で、今年度7月から、新たな補助金制度を設け、

彩るの建物、庭園という、これまでであれば選定や認定しかしていなかったですが、修理や管理事業に補助金制度を新たに作りました。建物と、その庭園等を含めてということになり、公開するしないによって、あるいは選定あるいは認定によって違いはありますが、補助制度を設けております。今年度は2,000万円ほど予算を頂き、様々な修理に取り組んでいただいております。来年度も同じぐらいの予算規模の確保をしたいと考えております。

○委 員

8章の、これから歴史的風致形成建造物に指定を検討するという候補が幾つかあります。今後、美観風致審議会からこの歴まち会議で検討していくということは理解できました。この候補に挙がるまでのプロセスというものを簡単に説明していただければありがたいです。

○事務局

のちほど議題2の方でご説明します。

議題2 歴史的風致形成建造物指定に係る意見聴取先の変更について

内 容 説 明

(資料3に基づき説明)

議 事 要 旨

○座 長

ただ今の説明につきまして御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○委 員

様々な制度との比較というのを最後に御説明いただいたが、それでもまだ景観重要建造物と歴史的風致形成建造物の違いが分からない。参考1の表が分かりやすいが、京都市としては、景観重要建造物になれば、そこで指定できれば歴史的風致形成建造物にならなくても、拘束力が強いような気がする。大体、景観重要建造物の指定を受けたいと言ってくださる所有者の方は、この計画の間だけでいいと思っていなくて、ずっとでもいいと言ってくださると思うので、景観重要建造物の指定でいいような気がします。なぜわざわざ重ね指定なのかがよく分からないです。

○事務局

まず、京都市の場合は景観重要建造物の指定が先行しておりました。後に歴まち計画を作り、歴史的風致形成建造物の指定も始めました。計画を作った当初は件数をどんどん増やしたいというような思いがあり、景観重要建造物とこの歴史的風致形成建造物の重ね指定をしてきました。

ただ、制度の趣旨は、規制の内容等を含めてかなり違います。景観重要建造物は、基本的には公共の道路とかから見える所で、周辺の景観形成の核になるようなものということです。一方、歴史的風致形成建造物は、外観だけではなく、歴史性やソフトの内容、それらも指定の要件になっています。これまで、実は京都市はかなりそこを曖昧にしながら指定してきたという状況がありますが、来年度からは、また制度

の趣旨に立ち返り、整理をしたうえで、それぞれの指定を進めていきます。

○座 長

議題は意見聴取先の変更についてということが、変更についてイエスかノーかという話ではなく、それはもう既に決まっていることで、そうした場合には、委員の方にきちんと理解してほしいということではないかと思います。来年度以降、実際にここで歴史的風致形成建造物の指定に関わる意見聴取が行われるということですので、様々な疑問を出しておいていただいた方がありがたいと思います。

○委 員

先ほど他の委員の方からも出ていましたが、候補を挙げていく際に、事前相談書の提出が①になっています。これは、所有者の希望があって初めて候補になるということなののでしょうか。歴まち法を根拠としたものであれば、行政側が重要だという認識があって指定を行うべきだと思います。

○事務局

他都市では候補として挙げて、それを順番に指定することが多いですが、京都市の場合は、候補を挙げようとすると数が多くなることがあり、そういった記載方法をしていません。希望され、候補となるということを市が判断したものについて候補として計画に載せています。本当であれば、ご指摘の方法を実施できればよいですが、京都市はそういうやり方をしていません。

○委 員

歴まち法の趣旨からして大丈夫かという疑問があります。

○事務局

御指摘のとおりです。これはかなり京都の特殊事情かなというふうに思っております。大体ほかの自治体というのはかなり重点区域を狭く設定しており、そこに対して重点的に事業や支援を行っていくということになりますので、調査段階で、その区域内の歴史的風致形成建造物候補というのを選んで、その後、所有者の方の意見も聴きながら指定を進めるという、これが一般的なやり方になっております。京都の場合は、かなり広域で重点区域を設定しており、それら全てを網羅する調査はできていませんので、現在は所有者の方に提案なり相談をいただいて、それを指定していく

ということになります。ほかの自治体に比べるとかなりイレギュラーになっておりますし、歴まち法の趣旨そのものに合っているかと言うと、申し上げにくいところはあると思いますが、この進め方に関しては国にも理解してもらっています。

○委 員

現状での指定件数のばらつきがすごく大きいです。近代洋風は三つしかありません。あるいは、所有者が公的な所だったりする場合は、指定の希望を出すというのはないと思いますし、それを補完するような形で、行政側が絶対必要だというようなリストを挙げることはなくてよいのでしょうか。

○事務局

御指摘のとおりだと思います。京都市の方も所有者の方の御意向を待つだけではなくて、やはり戦略的な進め方が必要かと思っておりますので、次期計画策定に向けて検討ができればと思います。

○委 員

審査や意見聴取について、具体的に教えていただければと思います。意見聴取（審査）と書かれていますが、具体的にはどのような意見を言うべきなのか。資料として別紙5のA 4が実際には1枚出てくるということなののでしょうか。間取りとかも見たいと思います。

○事務局

意見聴取のための資料としてはこの別紙5と調査資料の全てをお配りするのではなく、それを基にパワーポイントで画面に映して説明させていただくというような形になります。特に御意見を頂きたいのは、指定理由となる歴史的風致について、専門の先生方から御意見を頂きたいと思っています。

○座 長

意見聴取というのは意見をただ聴くだけです。審議会とか審査会は会の決議でそれを市の方に報告として、進めていくということで、意見を聴くだけだが、指定理由については御意見を反映したいというのが市のスタンスだと思います。

○座 長

特に第2期計画が始まる話ですので、御意見を頂けるとありがたいです。

○委 員

今回、元々の制度の趣旨に合うこちらの審議会の方に諮るということで改正がさ

れるということなのですが、やはり景観重要建造物と歴史的風致形成建造物の棲み分けというのが今まではっきりしてこなかったと思います。非常に危機感的な町家から始まって、次に近代建築に行きそうになったのに、社寺がまずいということで社寺に行き、ずっと近代建築が取り残されているのが、京都市の状況となっています。今回、審査の場も変わるということなので、改めてきちんと役割分担ができるようになるとよいと思います。京都市の予算の問題もあるかと思いますが、どう棲み分けていくかということを中心に考えていただきたいということが1点。

次期計画について、例えば重点区域が拡大された場合に、今まで景観重要でしか指定できなかった所が歴史的風致に指定されるということは、所有者にとってはいい面と悪い面があって、景観重要は補助はあるけれども規制が厳しい、けれども、それしかなかった。今回、歴史的風致が出来たことによって規制の緩い方を選ぶという消極的な判断というものもあるかと思います。そういうこともあるので、きちんと棲み分けていただきたいということが1点で、それに関係して、京都市が、ある程度、リストを作っていくというのも一つですけれども、今の方策でいくならば、青い冊子の関連資料の一番後ろのところにお問合せ先一覧というのがあるのですが、所有者から見たら、どこに問い合わせればいいというのは分からない。何かそういう一元的に窓口を設けて、どういうニーズがあるのかというのを吸い上げたうえで、この建物だったらこの制度が選択肢としてあるとか、こういう制度に持っていきたいというような、何かそういう制度のストラクチャーみたいなものが出来るといいと思います。そのためには窓口を一元化することができないかどうか。今、町家の個別指定の方でも、たくさん情報を吸い上げていかないと個別指定ができない状況で、吸い上げる方式と言うか、何か情報が集まってくるシステムみたいなものを是非、こちらの歴まちが一番幅広く制度をまとめているので、何かその辺で期待できればと思っています。

○事務局

まず1点目につきましては、景観重要建造物と歴史的風致形成建造物の棲み分け

については、曖昧だったという反省も含めまして、きちんと考えていきたいと思っています。

また、先ほど委員からもありました近代建築物の指定は、確かに少なく、所有者が公共だというものがかかなりあります。京都市役所やほかの案件にしても、京都市が所有しているもので、指定の希望があれば載せているという状況があります。今後、次期計画に向けては、近代建築については、先行して載せるということも考えられるかなと思います。

○事務局

体制の話はもっともだと思います。特に京町家条例が出来て、町家についてどうするかというところ、景観政策課とまち再生・創造推進室が連携して取組んでいるが、体系的な整理をしたうえで、それに併せて体制の方も、窓口が一つにできるかどうかというのは今の段階で申し上げることはできませんが、関係各課の連携を更に深めていきたいと思っています。

○座 長

先ほどの御意見とも重なるかと思いますが、パワポ資料の二つ目で、第12条、指定に関係して2点ほどお聞きしたいことがあります。

一つは、計画期間内に限りという点で、これは第1期10年、第2期、認められるとして10年、その期間において歴史的風致形成建造物の指定が可能である。指定されたものは永続的に歴史的風致形成建造物として生きていくと言うか、存続するのですよね。

○事務局

その点は国の方にも問合せをしましたが、次期計画の場合は改めて指定をし直すということが必要だと聞いております。そのときには所有者の方の意見も聴いてとなって、そのまま次期計画に移行するのではなくて、もう一度、所有者の方の意向を確認したうえで指定する流れになると考えております。

○座 長

今ある100件を、次期計画が認められたら直ちに100件を再確認して再指定。その審査するのですね。

○事務局

そこは審査までは必要ありません。所有者の方の御意向をもう一度確認するとい

うことです。

○座 長

この計画期間が終わったときに歴史的風致形成建造物指定というのはどうなるんでしょう。

○事務局

自動的に解除されることになります。

○座 長

自動的に解除されて、何かしら色々サポートがあったものがゼロに戻るということですか？

○事務局

そうです。

○座 長

その点、所有者の方々は承知されているのですか。

○事務局

そこまでは把握していませんが、少なくとも我々としては、切れ目なく次期計画の方にそのまま移行させるような方向で考えていきたいと思っております。

○座 長

もう1点は、同じ12条の赤字のこの文章は条文そのものですか。

○事務局

はい、条文の通りです。

○座 長

ここで見落としていて残念だったと思っているのは、重点区域内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財の用に供されることにより、それらの価値の形成に寄与している建造物という

のが最初に出てきているのですね。今までの歴史的風致形成建造物の指定って、この観点、余りなかったように思うのです。

○事務局

おっしゃるとおりです。京都市の場合は、それらの価値の形成に寄与している建造物とその他の地域のという、ここの一文で専らこの条文を読んで適用しておりましたので、おっしゃるように、前者の部分に関しては余り意識してこなかったというのが実際のところですよ。

○座 長

これは歴まちそのものではなくて、むしろ文化財保護に関わるのかもしれませんが、これから大きな課題になってくるのは重要無形文化財と重要無形民俗文化財、それから伝統的建造物群と文化的景観という、日常生活の中で保存という、従来の美術工芸品的な保存では維持できないものをどうするかというのが、多分、京都市の大きな課題になってくると思いますが、そうした課題の大きな部分、無形文化財と無形民俗について、こちらの歴史的風致形成建造物の指定が大きく貢献できると言うか、そういう点を意識していただけると、文化財の保護と、それからまちづくりの連携がより緊密になるのではないかという気がします。対象物がないわけでは、絶対にはずないですね。その点で、特に次期計画においては意識していただけるとありがたいと思います。

議題3 次期計画策定に向けた今後のスケジュールについて

内 容 説 明

(資料4に基づき説明)

議 事 要 旨

(意見なし)
以上。

※京の道づくり事業の実施箇所の選定においては、無電柱化事業の計画とも調整を図っています。具体的には、眺望景観創生条例で視点場に指定された参道全てを無電柱化事業により整備するには長期間を要することから、京の道づくり事業を立ち上げ、無電柱化事業が当面予定されていない箇所を選定し景観に配慮した舗装等の整備を進めています。

なお、委員に御指摘いただいたような、京の道づくり事業により石畳風舗装を実施した何年後かに無電柱化事業を実施するようなことがないよう調整しています。